議　事　録（要　旨）

会　　議　　名	令和８年度第１回三鷹市公契約審議会
日　　時	令和８年７月 28 日（火）　午後６時～８時
場　　所	三鷹市役所本庁舎三階　三鷹市議会第三委員会室
出　席　委　員	権丈　英子、松本　敦則、白石　勝也、酒井　裕央、三澤　克己、荒井　稔登（委員名簿順、敬称略）
会議の公開非公開	公開
傍　聴　人　数	３人

≪午後６時 開 会≫

１　委嘱状交付

２　委員自己紹介

３　市長挨拶

４　会長の互選及び職務代理者の指定

５　諮問

６　議事

(1) 資料に関する説明

(2) 諮問に関する質疑意見交換

(3) その他

事務局からの事務連絡

７　今後のスケジュール

第２回三鷹市公契約審議会　令和８年 10 月９日（金）予定

≪午後８時 閉 会≫

会長の互選及び職務代理者の指定

委員の互選の結果、権丈英子委員が会長に選出され、出席委員から異議なく了承された。続いて、会長は松本敦則委員を職務代理者に指名し、出席委員から異議なく了承された。

議事　諮問に関する質疑意見交換

事務局	公契約条例導入経緯及び概要について、資料に基づき説明。
会長	今年度の審議会は３回予定されているため、まずは労働報酬下限額の算出方法について議論し、その方向性が見えてきた段階で具体的な金額の検討に入りたい。第１回から第２回にかけて算出方法を中心に議論し、その後金額を検討する流れを考えているが、進捗に応じて柔軟に進めたい。

	異議なし
工事における下限額の考え方	
会長	他自治体では公共工事設計労務単価に一定割合を掛けて下限額を設定する方式が多いが、ご意見を伺いたい。
委員	これまで80%や90%という設定が一般的だったが、近年の物価高騰や人手不足などの状況は十分反映されていないと思う。建築資材も労務費も大幅に上がっており、現場では下請けから提示された金額をそのまま見積りに反映している。4月以降、三鷹市の不調率は上昇しているのではないか。
事務局	令和６年度は不調案件が多かったが、現在は令和４年度５年度と同程度まで戻ってきている。ただし、金額の大きい案件については応札が少ない状況も見られる。
委員	大型案件で応札がないケースもあり、実勢価格と予定価格が合っていないと感じる。労務費を抑える方向に進めると、さらに公共工事離れが進むのではないかと心配している。現状では職人確保のため、通常の単価に上乗せして現場に来てもらうこともある。ここ１年ほどで状況は特に厳しくなっている。
委員	市として不調案件の原因をどのように分析しているのか。
事務局	予定価格との乖離だけではなく、技術者不足も大きい。特に大型工事では専任技術者を長期間配置する必要があり、参加したくても参加できないという話を聞いている。
委員	実際には技術者不足だけが理由ではなく、民間工事との競争の中で公共工事の魅力が下がっている面もあると思う。仕事は多く、条件の良い案件に人が流れている。労務費を削ればさらに人が集まらなくなる。
委託・指定管理における下限額の考え方	
会長	委託や指定管理については、会計年度任用職員の時間単価や初任給相当額を参考にするなど複数の方法があるが、意見を伺いたい。
委員	算出方法だけを先に議論するよりも、それぞれの方法を適用した場合

	にいくらになるのかを示して比較した方が判断しやすいのではないか。
事務局	次回までに、複数の算出方法で試算した金額を示し、それを参考に議論していただくのはどうか。
委員	その進め方で良いと思う。
会長	他自治体も会計年度任用職員の時間単価や初任給相当額の時間単価などを参考に決定しているのであれば、その平均値等も参考にしながら今後の水準を決定していく必要がある。また、他自治体と比較して見劣りする場合には人材等が集まりにくくなり、本来の目的の達成が困難となる可能性がある一方で、水準を高く設定すると原資の制約があることから、これらの点を総合的に勘案しながら調整を図る必要がある。
他自治体や民間動向の参考資料について	
委員	資料に区部と市部の自治体データが掲載されているが、何か特定の方向性を示す意図があるのか。
事務局	そのような意図はない。
委員	自治体同士の比較だけでなく、実際に競合している民間市場の賃金動向や労務費の状況も参考資料としてあった方が良い。
事務局	どのような資料が用意できるか確認し、次回に向けて準備したい。
委員	各自治体で公契約条例を導入した結果、賃金水準や制度運用がどう変化したのか、それが分かる資料も参考になると思う。他自治体で下限額が十分に担保されているのかも知りたい。
会長	全自治体の調査は難しいと思うが、いくつかの事例について動向や推移を見られると参考になる。
自治体間競争について	
委員	事業者は他自治体の案件とも競争していると思うが、下限額の違いで受注先を選ぶこともあるのか。

委員	十分あり得る。事業者は各自治体の条件や単価を把握しており、条件の良い自治体へ流れることもある。
委員	そうであれば、自治体間の競合も検討課題と考えられる。
インフレスライド条項について	
委員	複数年契約におけるインフレスライド条項の整備状況について確認したい。
事務局	工事契約ではスライド条項を整備している。一方、業務委託については労務費の内訳把握が難しく、スライド適用の根拠を示しにくいため課題であると認識している。
委員	課題認識はあるが、具体的な制度設計はこれからということか。
事務局	その認識で相違ない。
条例の周知について	
委員	制度が始まるにあたり、事業者や利用者への周知が重要だと思う。現在どのような取り組みを進めているのか。
事務局	条例の内容を解説する「条例の手引き」を作成中であり、事業者向けだけでなく市職員向けの内容も含める予定。ホームページやポスターによる周知も行っている。今後は、条例が適用される契約の受注者に対し、個別に制度の周知を行うことについても検討していく。
委員	商工会には条例制定前から丁寧な説明を受けている。今後は理事会や勉強会を通じて会員への周知を進める予定である。
委員	下限額を定めることが条例の大きな特徴なので、実際に働く人へ確実に情報が届くことが重要だ。労働者へ直接周知できるような仕組みも検討してほしい。
事務局	承知した。
実態調査と制度の実効性について	
委員	他自治体では実際に下限額を下回る賃金で働く人もいるという報告がある。条例の実効性を高めるためには、労働者へのアンケートや聞き取りなどの実態調査も重要ではないか。

	他の自治体では行政と労働組合が一緒に現場を訪問し、職人に直接聞き取りを行っている。三鷹市でも参考にしてほしい。
委員	工事はすそ野が広い。過去には三次や四次の下請まで賃金台帳の提出を求めた自治体もあったが、事業者負担が大きく、制度運用が難しくなった例もある。今回のチェックシート方式は現実的な仕組みだと思う。発注者から求められれば事業者は必要な情報を開示するという形で担保できるのではないか。
事務局	申出制度やチェックシート方式を通じて実効性を担保していきたいと考えている。
まとめ	
会長	本日から次回にかけて、労働報酬下限額の算出方法を中心に検討する。次回は各算出方法による試算額を提示してもらい、具体的な金額の議論も始める。また、他自治体の制度運用状況、算出根拠、実態調査の状況、民間賃金動向などの参考資料についても可能な範囲で準備をお願いしたい。